



2026年4月1日

各 位

会 社 名 三和ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高山 靖司  
(コード番号 5929 東証プライム市場)  
問合せ先 総務部長 元木 崇延  
(TEL 03-3346-3039)

### 従業員持株会を通じた株式付与としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社及び当社の子会社の従業員に対して、従業員持株会を通じた株式の付与（以下「本スキーム」といいます。）を決定し、下記のとおり、三和ホールディングス従業員持株会（当社及び当社子会社の従業員を会員とする従業員持株会であり、以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年11月20日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 53,500株（注）
(3) 処分価額	1株につき 3,537円
(4) 処分価額の総額	189,229,500円
(5) 割当予定先	三和ホールディングス従業員持株会53,500株
(6) 処分方法	第三者割当の方法による
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

(注) 「処分する株式の株式数」及び「処分価額の総額」は、本スキームの対象となり得る当社及び当社子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）最大5,350名に対して、それぞれ当社普通株式10株を付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の株式数及び処分価額の総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションが終了した後の対象従業員である本持株会の会員（以下「対象会員」といいます。）の数に応じて確定します。具体的には、本持株会が定めた申込み株式の数が「処分する株式の株式数」となり、当該数に1株当たりの処分価額を乗じた額が「処分価額の総額」となります。なお、当社又は当社子会社は、各対象会員に対して一律に35,370円を支給し、当社は、本持株会を通じて各対象会員に対して一律に10株を割り当てます。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社グループは、事業の推進とともに「人的資本経営の推進」にも重点を置き、「人」への取り組みを強化し、「個」の成長と「組織」の成長の循環による人的資本の最大化を目指しております。

その取り組みの一環として、2026年に当社グループ創業70周年を迎えることを踏まえ、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、本スキームの導入を決定いたしました。

本スキームは、対象会員1名当たり当社株式10株を付与するために必要な額の特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を処分するものです。処分株式数につきましては、「1. 処分の概要」の（注）に記載のとおり後日確定いたしますが、最大53,500株を本持株会へ処分する予定です。対象会員への特別奨励金の付与は、金銭を付与するもので、金銭債権の付与ではありません。また、付与された特別奨励金の拠出以外に対象会員による金銭の拠出はありません。

本スキームの対象従業員最大5,350名の全員が本持株会に加入した場合には53,500株の処分を予定しています。

なお、本自己株式処分における株式の希薄化の規模は、2025年9月30日現在の発行済株式総数221,000,000株に対し0.024%であり、2025年9月30日現在の総議決権個数2,122,819個に対し0.025%（いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。）となります。

本スキームの導入は、当社グループの企業価値の増大に寄与するものと考えておりますため、本自己株式処分における処分株式数及び株式の希薄化の規模は合理的であり、また、その希薄化規模を踏まえても市場への影響は軽微であると判断しています。

### 3. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、本持株会を通じた株式付与のために対象会員に支給された特別奨励金を払込資金として、対象会員が本持株会に拠出して行われるものです。処分金額につきましては、恣意性を排除した金額とするため、2026年3月31日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である3,537円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

なお、この処分金額の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1ヶ月（2026年3月1日～2026年3月31日）	3,737円	- 5.36%
3ヶ月（2026年1月1日～2026年3月31日）	3,897円	- 9.24%
6ヶ月（2025年10月1日～2026年3月31日）	4,001円	- 11.60%

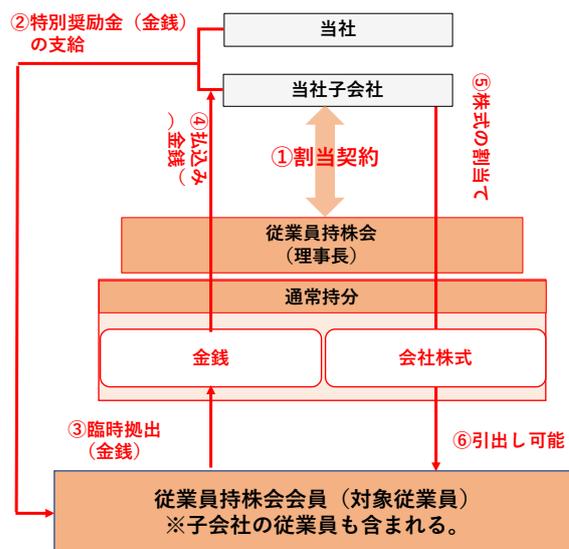
本日開催の取締役会に出席した監査等委員4名全員（うち社外取締役3名）は、上記処分価額について、本自己株式処分が本スキームの導入を目的としていること及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先である本持株会に特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しています。

#### 4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

(ご参考)

【本スキームの仕組み】



- ① 当社と本持株会は、自己株式の処分及び割当てに関する株式割当契約を締結します。
- ② 当社及び当社の子会社は、対象会員に当社株式付与のための特別奨励金を支給します。
- ③ 対象会員は支給された特別奨励金を本持株会に臨時拠出します。
- ④ 本持株会は対象会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当についての払込みを行います。
- ⑤ 当社は本持株会に対して自己株式を処分します。
- ⑥ 対象会員は、割り当てられた当社株式を個人名義の証券口座に引き出すことができます。なお、上記③及び④に係る実際の金銭の支払は、当社から本持株会の指定預金口座に対して直接振り込む方法により行います。

以上